

景観形成基準に対する措置状況説明書 様式【景観形成特別地区】

目 次

1. 青山通り周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	2
2. 三田通り周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	4
3. 大門通り周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	6
4. プラチナ通り周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	9
5. 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	11
6. 芝公園周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	13
7. 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	15
8. 環状2号線周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	17
9. 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	20
10. 水辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	23
11. 外濠周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	28
12. 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	・ ・ ・ ・ ・	31

※ 行為の場所および内容に応じ、必要なページをご使用下さい。

青山通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	<p>表参道に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、表参道の並木や交差点部の石灯笼との調和に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>明治神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣との調和に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>表参道及び明治神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、通りを特徴づける並木や石垣・石灯笼などと調和した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、地上から4階以上の壁面については、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、風格ある街並みとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構・緑化等	
	<p>青山通りとの連続性に配慮した、オープンスペースの緑化や外構のデザインとする。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

青山通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

青山通り沿いで建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、風格ある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

三田通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	三田通りに面する建築物の配置は、壁面線の連続性と東京タワーの見通しに配慮する。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	三田通りに面する建築物の高さは、統一感のあるスカイラインの形成に配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は、周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体のバランス、周辺の街並みとの調和や東京タワーへの見通しに配慮する。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

三田通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

三田通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

大門通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	<p>大門通りとの敷地境界線から壁面を後退させるなど、大門及び三解脱門、東京タワーへの見通しに配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 高さ・規模	
	<p>高さや規模は、周辺の街並みとの連続性や大門及び三解脱門、東京タワーへの見通し、さらに主要な交差点からの見え方を考慮し、街並みから著しく突出したものとならないよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらに圧迫感を与えることのないよう配慮した高さや規模とする。</p> <p>記載欄</p>
(3) 形態・意匠・色彩	
	<p>敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着いた色彩や形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>【浜松町駅前～芝大門交差点区間】</p> <p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、大門への眺望を阻害することのないよう、周辺の街並みとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】</p> <p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、情趣ある街並みとの調和や東京タワーへの眺望に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(4) 公開空地・外構・緑化等	
	<p>敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着いた外構のデザインとする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>【浜松町駅前～芝大門交差点区間】</p> <p>照明については、夜間の通りの賑わいを演出するものとなるよう工夫する。</p> <p>記載欄</p>

【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】

敷地の接道部に塀や柵を設置する際は、できるだけ自然素材などを用い、情趣ある街並みに配慮したものとす。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

大門通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

大門通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、大門及び三解脱門への見通しを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

芝大門交差点～日比谷通り交差点の区間で屋外広告物を掲出する場合は、規模、位置、色彩等について、大門や三解脱門などの歴史的資源との調和に配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

プラチナ通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	<p>プラチナ通りの端部などの主要な交差点の周辺では、交差点に建築物の顔を向けたり、交差点に面してオープンスペースを設けたりするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、街路樹の緑と調和した、潤いある街並みの演出に努める。</p> <p>記載欄</p>
	<p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>屋根・屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベルの変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないように配慮する。特に、ベランダが通りに面する場合は、ベランダから室外機などが露出しないよう配慮した構造にする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>プラチナ通りの端部の交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔を向けた正面性の高い形態・意匠とするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構・緑化等	
	<p>プラチナ通りの端部の交差点では、通りのゲートとしての役割に配慮し、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、街路樹の緑とのつながりに配慮した敷地の緑化を図る。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

プラチナ通り周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

プラチナ通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、洗練された通りの雰囲気や街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	公園側に建築物の顔を向けるなど、公園と調和し、圧迫感をできる限り抑えるよう配慮した配置とする。 記載欄
(2) 形態・意匠・色彩	
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄
	屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベルの変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。 記載欄
(3) 公開空地・外構・緑化等	
	敷地の公園側にオープンスペースを確保し、低木から高木までバランスのとれた植栽の配置や、公園の樹種と調和した樹種の選定など、公園の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。 記載欄
	外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、公園の緑との連続性に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

有栖川宮記念公園の外周道路沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の落ち着きある街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

有栖川宮記念公園の外周道路沿いでは、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。

- ・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合
- ・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、有栖川宮記念公園周辺の落ち着いた街並みを阻害しないと認められる場合
- ・ 建築物の背後にある屋外広告物など、有栖川宮記念公園の外周道路から見えない場所に表示・掲出する場合
- ・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

芝公園周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 高さ・規模	
	<p>主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、芝公園及びそれより内側からの開放感のある眺望や東京タワーへの見通しを阻害する高さや規模とならないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮し、建築物全体のバランス及び隣接する建築物等と調和した形態意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の頂部は、公園外周部の樹木が形成するスカイラインとの調和を図り、突出した形状を避ける。</p> <p>記載欄</p>
	<p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、芝公園及びそれより内側からの開放感ある眺望や東京タワーへの見通しに配慮し、周辺景観との調和を図る。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構・緑化等	
	<p>敷地にはオープンスペースを確保し、公園の樹種と調和した植栽を施すなど、公園の緑との連続性に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

芝公園周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
 (建築物の建築等)

(1) 配置	
	神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣に配慮した建築物の配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	銀杏並木のスカイラインを阻害することのないよう、高さは、青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部から突出しないように配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	青山二丁目交差点及び青山通りに面する建築物は、交差点及び青山通りに建築物の顔に向け、銀杏並木と調和に配慮しつつ、風格ある交差点の表情をつくることを意識した形態・意匠とする。 記載欄
	神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、銀杏並木や石垣などと調和した形態・意匠とする。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、銀杏並木や植栽の緑との調和を図る。 記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等	
	銀杏並木や青山通りの公共空間と連続したオープンスペースにおいては、段差のない開放的な空間となるよう配慮する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
(屋外広告物の表示等)

神宮外苑銀杏並木周辺において建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、銀杏並木と調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部に見える部分には、原則として、屋外広告物を表示

- ・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。
- ・公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合
- ・景観審議会などの意見を聴取した上で、銀杏並木の景観を阻害しないと認められる場合
- ・東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

環状2号線周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	環状2号線に面する建築物の配置は、壁面線を連続させるなど、統一感のある街並みの形成に配慮する。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	環状2号線に面する建築物の高さは、通りからの見え方を検討し、魅力的なスカイラインの形成に配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	環状2号線に面する建築物の低層部は、極力開口部の面積を大きくして透過性のある素材を使用するなど、にぎわいの表出に配慮する。 記載欄
	環状2号線に面する部分は、照明やディスプレイウィンドウの活用、シャッターのシースルー化など、夜間の通りのにぎわいの演出に努める。 記載欄
	建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないよう配慮する。特に、バルコニーが通りに面する場合は、バルコニーの室外機が直接見えないよう目隠し等による修景を行う。 記載欄
	形態・意匠は周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体及び隣接する建築物等とのバランス、虎ノ門や汐留への見通しに配慮する。 記載欄
	環状2号線から見える建築物の外壁は、環状2号線に面する側以外の面についても、素材や意匠に配慮する。 記載欄
	環状2号線と交差する道路側の形態・意匠・色彩について、可能な限り環状2号線に面する部分と同様の配慮や工夫を行うことにより、環状2号線を中心とした周辺地域全体ににぎわいが広がるよう努める。 記載欄

色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、品格とにぎわいのある街並みを創出するような色彩を基本とする。なお、建築物の低層部に石材などの自然素材（自然石のほか、木材、タイルやレンガなど）を使用する場合は、色彩基準によらないことができる。

記載欄

外壁のアクセントとして用いる色彩に高彩度の色彩を使用する場合は、建築物全体のデザインとの一体性を意識し、使用範囲の工夫や明度の調整などにより、街並みを阻害することのないよう配慮する。

記載欄

複数の日よけテント等を設置する場合は、できるだけ色相や色調を揃える。

記載欄

(4) 公開空地・外構・緑化等

照明は、心地よい歩行空間の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。

記載欄

隣接する愛宕神社や日比谷公園からつながる緑の軸を形成するため、オープンスペースには緑量ある中高木を植栽するなど、緑の連続性を確保する。

記載欄

環状2号線に面する建築物は、街路樹の緑とのつながりや歩行者からの見え方に配慮し、壁面緑化など積極的な緑の創出に努める。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

環状2号線周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

環状2号線に面する建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、シンボルストリートとして統一感ある沿道景観が確保されるよう、低層部にまとめ、規模、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

屋上広告物は、シンボルストリートとしての周辺景観に配慮して、設置は控える。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。 記載欄
	敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 記載欄
	庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄
	屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 記載欄
	バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 記載欄
	窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等	
	夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 記載欄

敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 記載欄
緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 記載欄
対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 記載欄

(5) 屋根・屋上

屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に寄与する。 記載欄
突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

(1) 高さ・規模	
	庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 記載欄
(2) 形態・意匠・色彩	
	色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄
	庭園景観に調和した落ち着いたものとし、突出した形態・意匠を避ける。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

水辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	水辺に面する建築物の間口の長さに配慮し、水域側にオープンスペースを設けるなど、水域から見て圧迫感を軽減する配置とする。 記載欄
	壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮するとともに、水辺の開放感が得られる配置とする。 記載欄
	水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 記載欄
	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かした配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 記載欄
	水域や周辺の主要な眺望点（対岸、公園、橋梁など）からの見え方に配慮した規模とする。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄
	後背地から水域への見通し、水辺空間の開放感に配慮した形態とする。 記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等	
	水辺に接続するオープンスペースや水辺空間に開かれた視点場を確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とする。 記載欄
	敷地と水辺又は道路の境界は、開放性のあるものにする。 記載欄

夜のにぎわいを演出する、ライトアップを行うなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮する。特に、敷地が水辺に接する場合は、水面に映り込む光の演出やランドマークとなる施設のライトアップなどの実施により、水辺空間の夜間景観の形成を図る。

記載欄

ベンチや照明灯などの施設は、地域の中での統一性に配慮する。

記載欄

外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保した色調や素材とする。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

水辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

(1) 配置	
	水域の自然特性を生かした配置とする。 記載欄
(2) 規模	
	臨海部の主要な眺望点（公園、ふ頭など）から見たときに、圧迫感を感じさせないように、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は突出したものを避け、水辺の景観や沿道の街並みとの調和、連続性を確保する。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） 記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等	
	水辺空間に接続するオープンスペースを確保するよう工夫する。 記載欄
	敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものとする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

水辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

(1) 土地利用	
記載欄	臨海部の海や水辺の景観特性を考慮した土地利用計画とする。
記載欄	水域沿いのオープンスペースや散策路の連続性をもたせた土地利用計画とする。
記載欄	歴史的な景観資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした区画となるよう工夫する。
記載欄	水域に面して建築物の大壁面が生じないように区画を工夫する。
(2) 造成等	
記載欄	大規模な法面や擁壁をできる限り生じさせないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、植栽など修景のための必要な措置を講じる。

上記以外で特に景観に配慮した事項

水辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（土地の形質の変更等）

(1) 造成等	
	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。 記載欄
	法面が生じる場合は、緑化を図るなど、臨海部全体の環境や景観との調和を図る。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

外濠周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	外堀通りに面する敷地では、道路との敷地境界から壁面を後退させるなど、外濠への眺望に配慮した建築物の配置とする。 記載欄
	敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源との調和に配慮した建築物の配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	喰違土橋や弁慶橋からの見え方を意識し、外濠からの眺望を阻害しない高さや規模となるよう配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	外濠の歴史的な趣きに配慮し、周辺の街並みとの一体感を感じることできる落ち着いた形態・意匠とする。 記載欄
	外堀通りに面する敷地では、周辺の街並みとの連続性や通りに対して圧迫感を軽減するような形態・意匠とする。 記載欄
	敷地周辺に石垣等の歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源と調和した形態・意匠とする。 記載欄
	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、喰違土橋や弁慶橋からの眺望を阻害しないよう、外濠の水辺や緑との調和を図り、落ち着いた色彩とする。 記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化	
	敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や周辺の歴史的資源との調和に配慮した、落ち着いた感のある外構のデザインとする。 記載欄
	外堀通りに面する敷地では、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、外濠の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。 記載欄

周囲からの見え方に配慮した緑化を積極的に進め、外濠の緑と調和した、一体感のある街並みの演出を図る。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

外濠周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（屋外広告物の表示等）

外堀通り沿道の屋外広告物は、外濠の歴史的な趣きと調和した規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や歴史的資源と調和した、規模、位置、色彩等のデザイン、形態・意匠に配慮する。

記載欄

建築物の3階以上の又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する屋外広告物は、外濠からの眺めを阻害しないよう、規模、高さ、形態・意匠に配慮する。

記載欄

屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、外濠からの眺めを阻害することのないよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

喰違土橋や弁慶橋から見える範囲では、広告物の大きさをできるだけ抑え、周辺の街並みと調和するように低彩度の色彩を基本とする。また、眺望の阻害要因とならないようにLEDビジョンや原色の光源はできる限り避ける。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

品川駅・新駅周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
(建築物の建築等)

(1) 配置	
	<p>主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮し、適切な隣棟間隔を確保するなど、視界の抜けを意識した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>水域から見て圧迫感を軽減するような建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控える。</p> <p>記載欄</p>
	<p>主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮した形態・意匠、設備配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>主要な眺望点（駅、駅前広場など）から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質又は意匠とするなど、素材や意匠に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構・緑化	
	<p>幹線道路沿道における緑の軸の形成や、周辺のオープンスペース、崖線の緑との連続性の確保に配慮し、積極的な緑の創出を図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>照明は、風格ある駅前景観の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

品川駅・新駅周辺景観形成特別地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
(屋外広告物の表示等)

建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--